

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

軽微変更適用申出書

年 月 日

（申出先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
の位置の変更
(変更前)
(変更後)
- 3 上記 2 の変更に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行おうとする年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記 2 の変更が大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書の規定による軽微な変更該当する理由

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

軽微変更適用 承認 ・ 不承認 通知書

年 月 日付けで申出のありました下記の大規模小売店舗の変更については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として（ 承認する ・ 承認しない ）ことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更の内容

3 決定内容

- ☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同条第4項ただし書きによる軽微な変更として取り扱います。
- ☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同法に規定する通常の変更手続きを行うものとします。

4 決定の理由

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

大規模小売店舗立地法の規定による説明会の開催回数について（通知）

年 月 日付けで届出のあった「(店舗名)」に関する大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会の開催回数について、下記のとおり指定します。

記

説明会の開催回数：

別記様式第4号（第8条第3項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

説明会開催計画書

年 月 日

（あて先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記

項 目		内 容
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
説明会の開催予定回数		回開催予定
説明会の周知方法		（方法、範囲、内容、公告日、掲示板設置場所、周辺住民への通知予定等）
第 1 回 説 明 会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分予定
	開催場所	
	説明予定者	他 名
第 2 回 説 明 会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分予定
	開催場所	
	説明予定者	他 名
第 3 回 説 明 会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分予定
	開催場所	
	説明予定者	他 名
その他特記事項		

- 備考 1 開催公告原稿、説明会の配付資料及び説明者名簿を添付してください。
2 記入欄が足りない場合は、別紙にて提出してください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

説明会を掲示に代える申出書

年 月 日

（申出先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 上記 2 の変更に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行おうとする年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記 2 の変更が説明会を掲示に代えることができる理由

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

説明会を掲示に代える 承認 ・ 不承認 通知書

年 月 日付けで申出のありました下記の大規模小売店舗の変更については、大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の規定による説明会を掲示に代える変更として（ 承認する ・ 承認しない ）ことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更の内容

3 決定内容

- ☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出（附則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定による届出を含む。）については、同法施行規則第 11 条第 2 項の規定による説明会を掲示に代える変更として取り扱います。
- ☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出（附則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定による届出を含む。）については、同法第 7 条第 1 項に規定する通常の説明会を開催するものとします。

4 決定の理由

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

説明会開催不能申出書

年 月 日

（申出先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 説明会を開催することができない事由

☐ 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（施行規則第 13 条第 1 項第 1 号）
（具体的な事由）

☐ 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（施行規則第 13 条第 1 項第 2 号）
（具体的な事由）

備考

- 1 説明会を開催することができない事由については、該当する項目の□にレ印をつけてください。
- 2 説明会を開催することができない事由の発生を証する資料を添付してください。

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

説明会開催不能 承認 ・ 不承認 通知書

年 月 日付けで申出のありました下記の大規模小売店舗の説明会については、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会を開催することができない事由として（ 承認する ・ 承認しない ）ことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 決定内容

- ☐ この通知に関する 年 月 日開催（予定）の説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による周知を行うものとして取り扱います。
なお、説明会に代わる周知について、府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第10条の規定に準じて行ってください。
- ☐ この通知に関する 年 月 日開催（予定）の説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する通常の説明会を開催するものとします。
なお、この通知の発行時点において当該説明会開催予定日を経過している場合は、改めて説明会を開催するものとします。また、必要により大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による説明会開催の公告を行ってください。

3 決定の理由

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

説明会実施状況報告書

年 月 日

（報告先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

項 目	内 容	
大規模小売店舗の 名称		
大規模小売店舗の 所在地		
説明会開催に当た っての協議状況		
説明会の周知方法	（方法、範囲、内容、公告日、掲示板設置場所、周辺住民への通知状況等）	
第1回説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	開催場所	
	説明者	他 名
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に 対する応答	
第2回説明会	（同 上）	
第3回説明会	（同 上）	
その他特記事項		

備考

説明会を周知した書類、当日配付した資料、掲示における掲示物及び掲示の状況を示す写真等又は法第7条第4項の規定による周知の内容を記載した資料を添付してください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

（おもて）
意 見 書

年 月 日

府中町長 あて

（氏名又は名称及び団体にあつてはその代表者の氏名）
（住所）

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、意見を提出します。

なお、裏面の内容については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○ 意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のために配慮すべき事項」（交通・騒音・廃棄物関係など）についての意見をお書きください。
- 2 おもて面（この面）は、公告・縦覧の対象とはなりませんので、必ず住所、氏名、団体の場合は団体名・代表者名を記入してください。
- 3 うら面の意見の内容は、その理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告の日から 4 か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号
府中町町民生活部自治振興課
提出方法：持参、郵送、FAX(082-284-7111)

○ 届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定による届出書及び添付書類は、上記の場所で、その届出の公告から 4 か月間縦覧に供されます。

問い合わせ 府中町町民生活部自治振興課 TEL(082-286-3128)

※ 中傷を目的としたもの、公序良俗に反するものは、ご遠慮ください。
（公告・縦覧の対象から除かせていただきます。）

(うら)
意 見 書

提出者の住所	(縦覧に付されて、差し支えなければ町名までお書きください) 県 郡・市 区 町
提出者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)	(縦覧に付されて、差し支えなければお書きください)
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項(該当番号に○印を付けてください。)	1 交通関係 2 騒音関係 3 廃棄物関係 4 その他(街並みづくり等)
意見の内容	

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

大規模小売店舗立地法の届出に対する府中町の意見について（通知）

年 月 日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり意見を述べますので、対応についてご検討の上、変更の届出又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行うこととなります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の内容
- 3 変更の届出又は変更しない旨の通知の提出先
〒735-8686
広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号
府中町町民生活部自治振興課

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

大規模小売店舗立地法の届出に対する府中町の意見について（通知）

年 月 日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第 8 条第 4 項の規定により通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

添付書類変更通知書

年 月 日

（通知先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 15 条第 1 項の規定により、添付書類の変更について、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由及び添付書類を変更する理由

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

（通知先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による府中町の意見を踏まえた届出事項の変更はしない
ので、同条第 7 項の規定により次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

大規模小売店舗立地法の届出に対する府中町の勧告について（通知）

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により提出された届出（通知）の内容については、年 月 日付け府町発第 号で通知した当町の意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められますので、同法第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

なお、正当な理由なく、この勧告に従わないとき又は下記 4 に掲げる変更の届出の期限を過ぎて変更の届出が提出されないときは、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定によりその旨を公表することがあります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告の理由
- 3 必要な措置の内容
- 4 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第 4 条各号に掲げる事項のみの場合を含む。）の提出期限
年 月 日
- 5 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第 4 条各号に掲げる事項のみの場合を含む。）の提出先

〒735-8686

広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

府中町町民生活部自治振興課

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

大規模小売店舗立地法の届出に対する府中町の勧告について（通知）

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により届出（通知）のあつた下記の大規模小売店舗については、同法第 9 条第 1 項の規定による勧告はいたしませんので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

添付書類変更通知書

年 月 日

(通知先)
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 18 条第 1 項の規定により、添付書類の変更について、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由及び添付書類を変更する理由

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

府中町の勧告に対する届出について（通知）

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により提出された下記の
大規模小売店舗に関する届出の内容については、年 月 日付け府町発第 号で通知
した当町の勧告を適正に反映しているものと認められますので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

府 町 発 第 号
年 月 日

様

府中町長

府中町の勧告に従わなかった旨の公表について（通知）

年 月 日付け府町発第 号で通知した当町の勧告に対し、正当な理由なく従わなかったと認められるため、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定により別紙のとおり公表しますので、あらかじめ通知します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 公表の内容
別紙のとおり

告 示 第 号
年 月 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 9 条第 1 項の規定により行った勧告に対し、下記の者は正当な理由なく従わなかったので、同条第 7 項の規定により公表します。

府中町長

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 大規模小売店舗を設置する者

3 公表の根拠及び理由

大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで当町は届出事項について変更するべき勧告を行ったが、 年 月 日現在、正当な理由なくこれに従わな
いたため、同条第 7 項の規定によりその旨を公表するものである。

4 勧告の内容

5 これまでの経緯

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

届出取下書

年 月 日

（あて先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法（第 5 条第 1 項・第 6 条第 2 項・附則第 5 条第 1 項・附則第 5 条第 3 項）の規定により 年 月 日付けで行った下記の大規模小売店舗の（ 新設 ・ 変更 ）届出を取り下げるので、府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 22 条の規定により提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取下げをする理由

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

大規模小売店舗の新設（変更）報告書

年 月 日

（報告先）
府中町長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 23 条第 2 項の規定により、下記の事項について報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の新設（変更）した年月日

年 月 日

（変更の場合は変更を行った事項）